

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂一丁目12番32号
森ヒルズリート投資法人
代表者名 執行役員 磯部英之
(コード番号:3234)

資産運用会社名
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 磯部英之
問合せ先 企画部長 金澤良介
(TEL. 03-6234-3234)

利害関係人等（森ビル株式会社）との取引に関するお知らせ
（愛宕グリーンヒルズ）

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日付で、下記のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に定める利害関係人等との取引を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 利害関係人等との取引の概要

本投資法人が所有する愛宕グリーンヒルズにおいて、森ビル株式会社との間で締結している建物賃貸事業及び管理運営業務に関する共有者間合意書に定める対価（賃料）を、2017年5月1日付で変更します。

2. 変更の概要及び理由

以下の契約に定める賃料改定条項に基づき改定を行います。

- (1) 賃貸借物件：愛宕グリーンヒルズ（注1）
- (2) 賃貸面積：34,550.34㎡（注2）
- (3) 賃借人：森ビル株式会社
- (4) 賃貸方式：固定型マスターリース
- (5) 変更前月額賃料：185,294,216円（注3）
- (6) 変更後月額賃料：168,720,000円（注3）
- (7) 変更前敷金：1,482,353,732円（注4）
- (8) 変更後敷金：1,349,760,000円（注4）
- (9) 変更予定日：2017年5月1日
- (10) 契約締結日：2017年3月17日

(注1) 信託受託者から共有者である森ビル株式会社に対して賃貸権限を付与し、その対価として固定額が支払われているため、固定型マスターリースによる賃貸借とみなして記載しています。以下同じです。

(注2) 信託受益権の準共有持分割合（74%）を、信託不動産に係る総賃貸面積に乗じて得た面積を記載しています。

(注3) 信託受益権の準共有持分割合を、信託不動産に係る月額賃料に乗じて得た金額を記載しています。

(注4) 信託受益権の準共有持分割合を、信託不動産に係る敷金に乗じて得た金額を記載しています。

3. 利害関係人等の概要

名称	森ビル株式会社
所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻 慎吾
事業内容	総合ディベロッパー
資本金	67,000 百万円 (2016 年 3 月 31 日時点)
設立年月日	1959 年 6 月 2 日
大株主	森喜代株式会社他 (2016 年 3 月 31 日時点)
純資産	314,580 百万円 (2016 年 3 月 31 日時点)
総資産	1,363,474 百万円 (2016 年 3 月 31 日時点)
本投資法人又は本資産運用会社との関係 (2017 年 3 月 17 日時点)	
資本関係	本投資法人の主要な投資主 (出資比率 15.0%) です。また、本資産運用会社の完全親会社 (出資比率 100%) であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人的関係	本資産運用会社の役職員のうち、1 名が当該会社からの出向者です。
取引関係	当該会社は、本投資法人及び本資産運用会社との間でサポート契約及び情報提供に関する契約を、本資産運用会社との間でアドバイザー業務委託契約を締結し、物件の取得等のサポート等を行っています。また、本投資法人との間で商標使用許諾契約を締結し、本投資法人に対して、「森ヒルズリート/MORI HILLS REIT」及び「m」マークの商標の使用を許諾しています。さらに、本投資法人が信託受益権の形態で保有している物件について、信託受託者との間で建物賃貸借契約 (いわゆるマスターリース契約) を締結し、マスターレシーとして物件を一括して借り上げ、また、物件運営管理委託契約を締結し、物件の運営管理業務 (いわゆるプロパティ・マネジメント業務) を受託しています。
関連当事者への該当状況	当該会社は、本投資法人のその他の関係会社に該当します。また、当該会社は、本資産運用会社の親会社に該当します。

4. その他

森ビル株式会社と協議の結果、下記鑑定評価額を変更後の月額賃料としています。

一般財団法人日本不動産研究所による、継続月額支払使用料に係る鑑定評価 (注 1)	
鑑定評価額	168,720,000 円 (注 2)
価格時点	2017 年 3 月 1 日

(注 1) 鑑定評価において、「継続賃料に準じた継続使用料」が算出されています。

(注 2) 信託受益権の準共有持分割合 (74%) を、鑑定評価額に乗じて得た金額を記載しています。

5. 取引に関する手続き

本資産運用会社は、適用法令及び資産運用委託契約を遵守し、本投資法人の利益が害されることを防止するため、利害関係取引規程に基づく手続きを経ています。なお、本資産運用会社は投信法の定めに従い、本投資法人宛に書面の交付を行います。

6. 今後の見通し

本投資法人の今後の運用状況の見通しについては、本日付で別途公表している「2017年1月期 決算短信 (REIT)」をご参照ください。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>